



男女共同参画News

「一人ひとりが 支え合い 認め合い
笑顔あふれるまち かのや」をめざして

2026.6 No.72

発行：鹿屋市 市民課 人権・男女共同参画推進係

◇男女共同参画週間

性別に関わらず、誰もが学校や職場、家庭や地域で自分らしく輝ける「男女共同参画社会」。その実現には、一人ひとりの意識が大切です。市では、国・県の「男女共同参画週間」に合わせてパネル展や街頭啓発活動を行います。この機会に、個性と能力を発揮して『自分らしく生きる』ヒントを見つけてみませんか。

国の週間 (6/23~6/29)

【パネル展】

- ・期間 6月23日(火)~29日(月)
- ・場所 市役所1階(総合案内前)
- ・内容 アンコンシャス・バイアスについてのパネル展示ほか、男女共同参画の推進に関する資料の掲示



【チア・トイレ】※開庁・開館時間内のみ

- ・場所 市役所1階女性トイレ、市立図書館女性トイレ
- ・内容 経済的理由や急な必要性の支援として、生理用品(紙ナプキン)を無料で配布します。(1人1パック、数に限りがあります。)

県の週間 (7/25~7/31)

【パネル展】

- ・期間 7月25日(土)~31日(金)
- ・場所 イオンかのやショッピングセンター3階
- ・内容 男女共同参画・ジェンダー平等の視点でみる“2040年問題”パネル展示ほか

【街頭啓発活動】

- ・日時 7月25日(土)10時~12時(予定)
- ・場所 イオンかのやショッピングセンター正面入口

【チア・トイレ】

- ・場所及び内容 左記と同じ



◇鹿児島県男女共同参画地域推進員のご紹介

鹿屋市では、今年度新たに2名の推進員を迎え、現在は計8名の推進員がボランティアで活動しています。みなさんが男女共同参画への「気づき」や「関心」を持つきっかけづくりに取り組み、性別にとらわれず、誰もが自分らしく暮らせる地域社会を目指します。

鹿屋市で活躍されている8名の推進員をご紹介します！ (お名前/初回委嘱年月)

児玉 美環子さん
(平成24年4月)

早川 雅子さん
(平成29年2月)

落司 ひとみさん
(令和2年4月)

柴立 豊子さん
(令和3年4月)

西園 美恵子さん
(令和5年4月)

横山 尚隆さん
(令和6年4月)

＼新委嘱／
米永 淳子さん
(令和8年4月)

＼新委嘱／
有馬 理恵さん
(令和8年4月)



男女共同参画地域推進員とは？

男女共同参画地域推進員は鹿児島県の委嘱を受けて、地域における男女共同参画に関する普及・啓発、情報提供、県や市町村が行う男女共同参画施策推進への協力など様々な活動を行っています。



◇人権・デートDV防止研修会を開催します

本市では、若い世代から“デートDV”の正しい知識を学ぶことで、DV防止を身近な問題として考える機会としてもらうため、中学校・高等学校を対象に『人権・デートDV防止研修』を実施しています。研修では、「個人の尊厳を傷つける暴力は許さない」という意識を持ち、男女の関係に限らず、相手の気持ちを尊重しながら、自分も相手も大切に作る関係づくりなどを学びます。

令和8年度は、次の12校で研修を実施します。(開催日時順)

- ・上小原中学校
- ・鹿屋中学校
- ・鹿屋東中学校
- ・鹿屋高等学校
- ・田崎中学校
- ・串良商業高等学校
- ・鹿屋女子高等学校
- ・串良中学校
- ・細山田中学校
- ・大始良中学校
- ・輝北中学校
- ・花岡中学校

? “デートDV”とは

恋人などの交際相手(または元交際相手)からの暴力を「デートDV」といいます。「愛しているなら、相手が自分の思い通りになるのが当然。」と考え、コントロールしようとする態度や行動のことをいいます。

殴る、蹴るといった“身体的暴力”のほかに、言葉や態度による“精神的暴力”など、様々なかたちの暴力があり、どの暴力も心とからだを傷つけます。

◇男女共同参画に関するお知らせ



<まちづくり出前講座>

人権・男女共同参画推進係では、次の2つのテーマで出前講座を実施しております。皆さまのところへ市の職員が出向き、市の取組や事業等について理解を深めていただく講座です。町内会やグループでの学習、職場や学校での研修にご利用ください!

- テーマ：①「男女共同参画ってなあに？」
②「性の多様性について」
- 対象：市内在住・在勤・在学している方で、10名以上で構成された団体
- 時間：90分以内(10時～21時の間)
- 申込：受講申込書を、人権・男女共同参画推進係へ提出

<審議会委員を募集します>

市の男女共同参画施策をより良く進めるため、計画や取り組みに対して、市民の立場から意見・助言をいただく審議会委員を募集します。

※専門的な知識は不要です。

- 任期：令和8年10月～令和10年9月(2年間)
- 応募資格：18歳以上で、市内に居住又は通勤している人、男女共同参画審議会に出席できること
- 募集人員：3人程度
- 応募締切：令和8年7月24日(金)

※応募方法など、詳細はお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

▼申込フォーム



●鹿屋市配偶者暴力相談支援センター

☎ 0994 (31) 1171

○配偶者や交際相手等から受けている様々な暴力(DV)について、専門の相談員が応じます。

◇一般相談(電話相談、来所相談) 月～金 8:30～17:00(土日祝、年末年始除く。)
※来所相談は、事前の予約が必要です。

◇専門相談

- ・法律相談 月1回 原則第4火曜日(弁護士) ※専門相談は、事前の予約が必要です。
- ・配偶者等からの暴力被害者のためのカウンセリング 月1回 原則第3火曜日(臨床心理士)



鹿屋市 市民課 人権・男女共同参画推進係

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号
TEL: (0994) 31-1150 (直通)
FAX: (0994) 31-1170
E-mail: danjyo@city.kanoya.lg.jp



◀男女共同参画推進ホームページ

人権・男女共同参画推進係 Instagram ▶

